

# 第119期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月20日(木曜日)  
午前10時

場所

東京都品川区大崎二丁目1番1号  
ThinkPark Tower 24階  
(シンクパークタワー)  
株式会社バルカー  
本社大会議室

目次

第119期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	30

**株式会社バルカー**

証券コード：7995



VALUE & QUALITY

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号

**株式会社バルカー**

代表取締役社長 瀧澤 利一

## 第119期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁の「議決権の行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使】

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

3頁および4頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、2019年6月19日（水曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

<b>1</b> 日時	2019年6月20日（木曜日）午前10時
<b>2</b> 場所	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階 株式会社バルカー 本社大会議室

<p><b>3 会議の目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第119期（自2018年4月1日至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第119期（自2018年4月1日至2019年3月31日）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役7名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</li> </ol>
<p><b>4 議決権の行使に関する事項</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。</li> <li>(2) 書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</li> <li>(3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</li> <li>(4) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</li> </ol>
<p><b>5 インターネット開示についてのご案内</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本招集ご通知はインターネット上の当社ウェブサイト (<a href="http://www.valqua.co.jp">http://www.valqua.co.jp</a>) にも掲載しております。</li> <li>(2) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<a href="http://www.valqua.co.jp">http://www.valqua.co.jp</a>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。</li> <li>(3) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<a href="http://www.valqua.co.jp">http://www.valqua.co.jp</a>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。</li> </ol>

以上

# 議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2019年6月20日（木曜日）  
午前10時

## 書面（郵送）で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2019年6月19日（水曜日）  
午後5時35分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

### 行使期限

2019年6月19日（水曜日）  
午後5時35分入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

### 第1、2、4号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 1 「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 1 「議決権行使コード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 1 「パスワード」を入力
- 2 「次へ」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半においては企業の生産活動と個人消費がともに緩やかな回復を続け、戦後最長とも言われる景気拡大の基調を維持しました。しかし後半に入ると世界経済の先行きに不透明な要素が増した影響を受け、ここ数年の企業業績拡大を支えてきた半導体や産業機械市場などに陰りが見えて、個人消費の一部にも停滞感が漂う状況になりました。また、海外経済においては、米中間をはじめとする通商問題の影響が徐々に顕在化し、主要国の企業業績や個人消費の一部に陰りが見られることとなりました。

このような事業環境の変化に対して当社グループは、新たな顧客ニーズの掘り起こしを図るとともにあらゆる機能における徹底的な効率化の実施などにより、収益の拡大と維持に努めました。また将来を見据えては、第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)を開始し、「健全で持続的な成長の実現」に向けて、H&S企業化をはじめとする事業戦略を速やかに推進するとともに、企業基盤の整備を着実に実行しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高は512億4千3百万円(前年同期比7.7%増)、営業利益は56億9百万円(同4.4%増)、経常利益は57億9千1百万円(同5.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は40億8千7百万円(同6.6%増)となりました。

なお、当社は2018年10月1日に株式会社バルカーに社名を変更いたしました。

本社名変更には、当社の基本理念である“価値の創造と品質の向上”に向けて、“海外事業のさらなる拡大・社員のダイバーシティ化”と“H&S企業への脱皮”を推し進める強い意志を込めております。

(注) H&S企業：付加価値の高いH(ハード=商品)に、顧客視点に立った真のS(シールエンジニアリング・サービス)を付加し、顧客価値の最大化に向けたソリューションを提供する企業

## ② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区 分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
シール製品事業	33,593	32,425	1,168	3.6
機能樹脂製品事業	14,313	12,446	1,867	15.0
その他事業	3,336	2,720	616	22.7
合計	51,243	47,592	3,651	7.7

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで22億8千9百万円でありました。主として生産能力の増強、合理化、研究開発のための設備投資を実施いたしました。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済においては、世界的な設備投資の減速や各国間の通商問題の影響を受けて生産や輸出が停滞することが想定し得るなど、企業の事業環境に厳しさが増すことが懸念されます。また、グローバルな観点においては、通商問題に加え、世界各地の地政学的問題や資源価格の変動などが経済にマイナスの影響を与え得る不透明な要素として認識されております。

このような事業環境下、当社グループは、2年目を迎える第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)で掲げた大方針  
«「THE VALQUA WAY」のもと「H&S」を軸としたイノベーションで、健全で持続的な成長を目指そう»  
のもと、以下の4つの基本方針に沿って案件の着実な獲得を図るとともに、将来を見据えた成長戦略の実行と企業基盤の整備を進めてまいります。

1. コーポレートガバナンスのさらなる充実
2. 「選択と集中」による事業、機能の見極めと積極的な成長投資の実行
3. グローバルな収益基盤の拡大強化
4. 時代の変化を先取りした人材開発と企業風土の改革

### <事業展開について>

シール製品事業につきましては、生産拠点の再配置や営業拠点の拡充により、製販技の連携を強化し、顧客視点でのQCDsをさらに向上させてまいります。また、安心・安全を第一としながらも、斬新なアイデアに基づく新たな価値、新たなソリューションサービスの提供に果敢に取組み、顧客との信頼関係をさらに強固なものにすべく、日々取組んでまいります。

機能樹脂製品事業につきましては、中国や米国などの海外市場に積極投資を行い、生産拠点の拡充や原料・加工メーカー等とのアライアンス活用を強力に推進してまいります。ふっ素樹脂をはじめとする製品の拡充、既存製品の選択と集中を推進し、さらなるサービスの向上に努めてまいります。

その他事業につきましては、“NV・S8”の基本方針のひとつである「選択と集中」のもと、事業や機能の見極めを推進し、収益力向上を図るための成長投資を積極的に実行してまいります。また、今まで培ってきた「コア技術」を新製品開発および既存事業での応用や用途展開等に有効活用し、果敢にチャレンジしてまいります。

海外における事業展開につきましては、リスク管理体制のさらなる拡充を図るとともに、地域毎の特性を踏まえた施策の実施、新市場への参入、アライアンスの活用、調達力強化等により、事業拡大を図ってまいります。

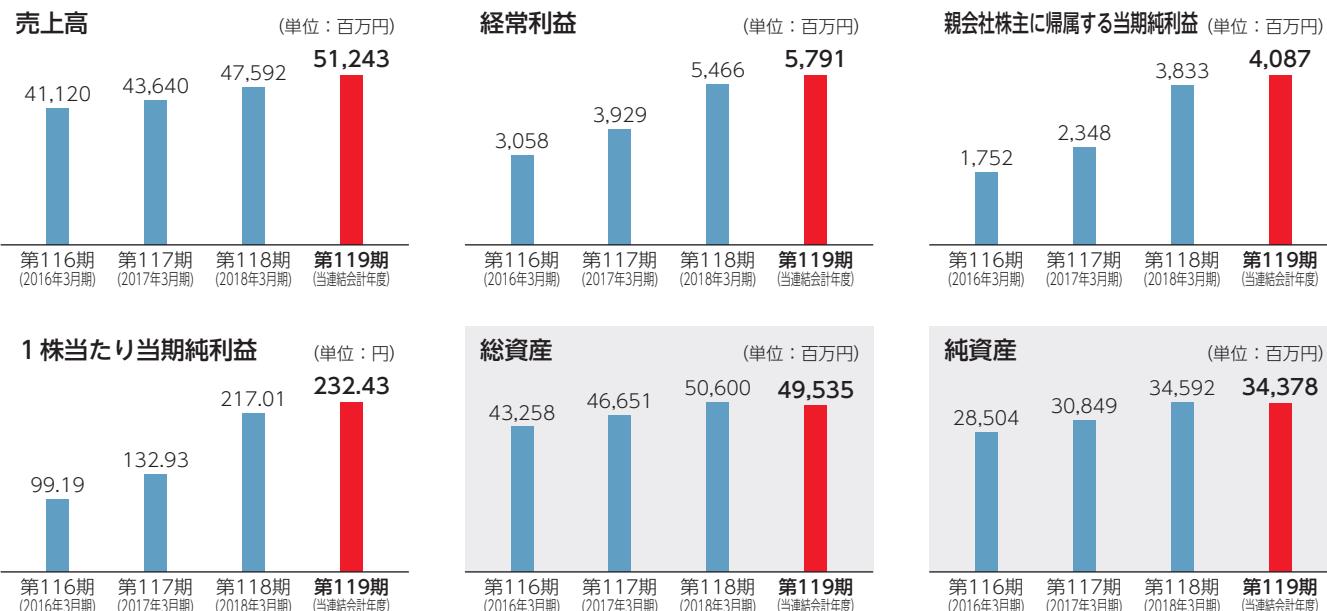
### <グローバルCSRの推進と人材開発の強化>

当社グループにおけるCSRとは、企業理念である「THE VALQUA WAY」を具現化する事業活動そのものであり、社会の様々な期待に応えるべく独自のコンセプトに基づいてCSR活動を推進しております。“NV・S8”でも引き続きグローバルな視点でのCSR意識の向上を図り、世界中のステークホルダーに貢献できる活動を展開してまいります。

人材開発につきましては、“NV・S8”を完遂させ得る強いリーダーとチャレンジ精神に溢れたフォロワーの育成をさらに加速させ、逞しい企業風土へと変革し、「ダイバーシティの推進」にも積極的に取組んでまいります。

“NV・S8”の推進にあたりましては、リスクマネジメントとコンプライアンス遵守のためのグループ体制づくりの強化を図るとともに、環境変化に柔軟に対応しながら、戦略の完遂に向けて、グループ一丸となって果敢に挑戦してまいります。

## (9) 財産および損益の状況の推移



区 分		第116期 (2016年3月期)	第117期 (2017年3月期)	第118期 (2018年3月期)	当連結会計年度 (2019年3月期)
売上高	(百万円)	41,120	43,640	47,592	51,243
経常利益	(百万円)	3,058	3,929	5,466	5,791
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,752	2,348	3,833	4,087
1株当たり当期純利益	(円)	99.19	132.93	217.01	232.43
総資産	(百万円)	43,258	46,651	50,600	49,535
純資産	(百万円)	28,504	30,849	34,592	34,378
1株当たり純資産額	(円)	1,536.90	1,657.08	1,870.47	1,867.57

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。  
 3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。  
 4. 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、第116期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。  
 5. 第117期は、製品とサービスにおける質の向上を図るとともに、事業のあらゆる面の効率化と「選択と集中」の推進により、増収増益となりました。  
 6. 第118期は、第7次中期経営計画「New Valqua Stage Seven」(NV・S7)で掲げた戦略を実行するとともに、将来の持続的成長を実現するための企業基盤の整備・強化を推進した結果、増収増益となりました。  
 7. 当連結会計年度における状況につきましては、前記(1)の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。  
 8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第118期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社バルカーテクノ	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーエスイーエス	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカー シール ソリューションズ	90 百万円	100%	シール製品の製造
九州バルカー株式会社	30 百万円	100%	シール製品の製造および太陽光発電事業
株式会社バルカーエラストマー	25 百万円	100%	シール製品の製造
株式会社バルカー・エフエフティ	472 百万円	83.6%	シリコンウエハーのリサイクルおよび販売
株式会社バルカーメタルテクノロジー	33 百万円	67.0%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカーエヌジーシーインク	2,437 千米ドル	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーアメリカインク	1,260 千米ドル	100%	各事業における製品の販売
バルカーシール（上海）有限公司	1,150 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカー（上海）貿易有限公司	1,655 千人民元	100%	各事業における製品の販売
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	65,550 千人民元	70.0%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーコリアカンパニーリミテッド	10,859 百万韓国円	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
台湾バルカー国際股份有限公司	11 百万台湾ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造と各事業における製品の販売
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	3,000 千米ドル	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	126 百万バーツ	95.3%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	2,500 千米ドル	100%	各事業における製品の販売

(注) 1. 2019年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記を含め20社であります。

2. バルカー・イイダテクノロジー株式会社は、2019年1月1日付で、株式会社バルカーメタルテクノロジーに会社名を変更いたしました。

## (11) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
シール製品事業	プラント・機器・配管用ガスケット 機器用グランドパッキン 産業機器・輸送機器用各種ゴム製品（Oリング等） 半導体製造装置用ゴム成型品 自動車部品
機能樹脂製品事業	ふっ素樹脂素材（シート・ロッド等） ふっ素樹脂成形品 ふっ素樹脂フィルム・テープ ふっ素樹脂ライニング製品
その他事業	シリコンウエハーリサイクル LED照明 太陽光発電 H&S事業

## (12) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

<国内>

会社名	名称	所在地
株式会社バルカー	本社 M・R・Tセンター 大阪営業所 名古屋営業所 北九州営業所	東京都品川区 東京都町田市 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 福岡県北九州市
株式会社バルカーテクノ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーエスイーエス	本社	千葉県市原市
株式会社バルカー シール ソリューションズ	本社	奈良県五條市
九州バルカー株式会社	本社	福岡県飯塚市
株式会社バルカーエラストマー	本社	福島県東白川郡棚倉町
株式会社バルカー・エフエフティ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーメタルテクノロジー	本社	愛知県新城市

(注) バルカー・イイダテクノロジー株式会社は、2019年1月1日付で株式会社バルカーメタルテクノロジーに会社名を変更し、本社所在地も移転しました。

<海外>

会社名	国名	所在地
バルカーエヌジーシーインク	米国	テキサス州ヒューストン
バルカーアメリカインク	米国	カリフォルニア州サンタクララ
バルカーシール（上海）有限公司	中国	上海
バルカー（上海）貿易有限公司	中国	上海
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	中国	上海
バルカー코리아カンパニーリミテッド	韓国	ソウル
台湾バルカー国際股份有限公司	台湾	高雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	タイ	サムットプラカン
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール	シンガポール

### (13) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,846名 (205名)	87名増 (14名増)

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
445名 (82名)	20名増 (7名増)	45.3歳	17.3年

(注) 従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

### (14) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,021
三井住友信託銀行株式会社	409
株式会社三重銀行	400
株式会社みずほ銀行	311
三井住友銀行（中国）有限公司	216

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,688,733株
- (3) 株主数 10,188名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,167	6.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,062	6.04
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	615	3.50
株式会社三井住友銀行	537	3.06
バルカー東京共栄会	447	2.55
三井住友信託銀行株式会社	400	2.28
瀧澤 利一	343	1.96
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	328	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	317	1.81
ダイキン工業株式会社	285	1.62

(注) 当社は、自己株式1,111千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀧澤 利一	CEO
専務取締役	黒川 清敬	専務執行役員 CCO
取締役	関 忠行	伊藤忠商事株式会社 理事 株式会社パルコ 社外取締役 J S R 株式会社 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外監査役
取締役	三木 緑	三木産業株式会社 代表取締役社長 公益社団法人三木文庫 理事長
取締役	関根 近子	イーサポートリンク株式会社 社外取締役 株式会社Bマインド 代表取締役
常勤監査役	林 遙	
監査役	中根 堅次郎	公認会計士 至誠清新監査法人 代表社員 至誠清新税理士法人 代表社員
監査役	八戸 孝彦	弁護士 八戸法律事務所 代表
監査役	高橋 秀法	公認会計士 五洋建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏は、社外取締役であります。また、監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、社外監査役であります。
2. 監査役林遙氏は、過去に当社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中根堅次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役八戸孝彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高橋秀法氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏並びに監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 専務取締役黒川清敬氏は、2018年7月25日付で専務執行役員CCOに就任いたしました。
8. 取締役関根近子氏は、2019年5月28日付でユニバーファミリーマートホールディングス株式会社の社外取締役に就任予定であります。
9. 山根啓氏は、2018年7月20日付で取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は、専務執行役員CCOでありました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏並びに社外監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	249百万円 (35百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	53百万円 (32百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (6名)	303百万円 (67百万円)

- (注) 1. 2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額100百万円以内とする旨の決議をいただいております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2018年7月20日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役の関忠行氏は、伊藤忠商事株式会社の理事、株式会社パルコおよびJ S R株式会社の社外取締役、並びに朝日生命保険相互会社の社外監査役を兼任しております。当社は伊藤忠商事株式会社およびJ S R株式会社との間には特記すべき事項はありません。また、株式会社パルコおよび朝日生命保険相互会社との間には取引関係はありません。

取締役の三木緑氏は、三木産業株式会社の代表取締役社長および公益社団法人三木文庫の理事長を兼任しております。当社は三木産業株式会社および公益社団法人三木文庫との間には取引関係はありません。

取締役の関根近子氏は、イーサポートリンク株式会社の社外取締役および株式会社Bマインドの代表取締役を兼任しております。当社はイーサポートリンク株式会社および株式会社Bマインドとの間には取引関係はありません。

監査役の中根堅次郎氏は、公認会計士であり、至誠清新監査法人および至誠清新税理士法人の代表社員であります。当社はこの2法人との間には取引関係はありません。

監査役の八戸孝彦氏は、弁護士であり、八戸法律事務所の代表であります。当社は八戸法律事務所との間には取引関係はありません。

監査役の高橋秀法氏は、公認会計士であり、五洋建設株式会社の社外取締役であります。当社は五洋建設株式会社との間には取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
社外取締役	関 忠 行	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	三 木 緑	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち13回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	関 根 近 子	当期における主な活動状況といたしましては、2018年6月20日就任後開催されました取締役会11回のうち10回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	中 根 堅次郎	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	八 戸 孝 彦	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	高 橋 秀 法	当期における主な活動状況といたしましては、2018年6月20日就任後開催されました取締役会11回、監査役会11回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬              | 47百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本的な考え方」は以下のとおりであります。（最終改定：2015年4月22日）

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス遵守を普遍的な最重要課題とし、基本方針「THE VALQUA WAY」のなかで、従うべき理念である「正堂堂と」を、さらに行動指針としての「コンプライアンス遵守と誠実な行動」を宣言し、グループの全従業員に周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを制定・配布するとともに、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施する。

具体的には、2007年1月1日にコンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、CCOは、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告する。

コンプライアンス体制の確立を実効あらしめるためグループ内監査体制を強化し、監査役は、監査役監査基準に基づき取締役および従業員の職務執行について監査を行うものとし、内部監査部門として、他の部門から独立した内部監査室を設置する。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設ける。

反社会的勢力排除について、当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて遵法精神と確固たる倫理観のもと、「反社会的勢力との対決」を宣言し、毅然とした態度で、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、公正かつ透明性のある企業活動に徹する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内における文書の作成、保管、保存等については原則として文書管理規程に基づき実施されることとし、特に、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、常務会議事録、その他各種委員会等議事録等については、それぞれ所管部署において定められた手続等に従い適正に保存、管理体制をとるものとする。また稟議書、各種申請書類等職務執行の記録を記した書類等についても、これらに準じた保存、管理体制を構築する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバルにグループ全体でリスク管理体制の構築に努めるものとする。特に災害、環境、品質、輸出管理等に係るリスクについては、それぞれ所管する部署において、規程、マニュアル等を制定・整備し、リスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定めるとともに、かかる事態を速やかに上級職位並びに関係者に通報する体制を整備する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会をグループ全体の企業価値向上を図るための意思決定および執行役員によりなされる業務執行の監督機関として位置付け、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度を採用するものとする。取締役は、執行役員会等重要な会議に出席し、執行役員の業務執行について助言・監督する。取締役、執行役員および従業員の職務分掌・権限は、経営基本規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程において明定するとともに、それら規程に基づき常に業務の効率化を図るものとする。

#### ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①から④の各項目については、グループ各社に適用されることを基本とし、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高める。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統一かつ効率的に実施するためグループ内監査体制を確立する。さらに、グループ内取引については、法令、社内規程等に従い、適切に処理される体制を確立する。

##### (ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ全体の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的として制定された子会社管理規程に基づき、子会社は定期的開催される取締役会や幹部会議の内容を当社に報告し、必要に応じて当社決裁手続を経る体制を確立する。

##### (イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理体制のもと整備された、リスク管理に関連する規程・マニュアル等に基づき、子会社はリスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、子会社は非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定め、かかる事態が生じた場合には速やかに当社に報告し、直ちに対策をとる体制とする。

##### (ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、グループ各社およびその役員および従業員はそれに基づいて職務を執行する効率的かつ確実な執行体制を確立する。また財務的側面では、グループファイナンスの最適化のため、資金の集中・一元管理を行う。

##### (エ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、①に記載するグループコンプライアンス体制を構築し、子会社は同体制のもとコンプライアンス・マニュアルをはじめとするコンプライアンス関連規程を遵守する。また、当社は、同体制の一環として、グループコンプライアンス研修、訓練等を子会社に対し適宜実施する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役との協議のうえ、補助使用人を置く。その場合当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人に対する業務指示は監査役が直接行い、異動等の人事権に関する事項の決定には監査役の同意を要するものとする。

**⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会、常務会、執行役員会等重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、定期的に監査役会を開催し相互の情報交換を行うものとする。また、取締役、執行役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、当該情報提供を実効あらしめるため、グループ内部通報制度には、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を制度上明定する。

**⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

子会社の取締役会・幹部会議の内容、および当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果が、監査役に報告される体制を確立する。また、子会社の役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、同体制の一部を担うグループ内部通報制度はグループ内すべての従業員を対象とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止も同様に適用する。

**⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行において必要とする費用については予め予算計上する。また、緊急、臨時に支出した費用は事後において会社に償還請求できる旨を監査役監査基準に定め、適正に運用する体制とする。

**⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会への出席に加え、必要に応じて代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人並びに内部監査室と定期的に意見交換を行う。また、監査役が当社の取締役、執行役員および従業員、並びに子会社の役員および従業員に対してヒヤリングする機会を確保する。

**⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制**

金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制を構築し、その評価および報告を適切に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの従業員に向けて、定期的にコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修等を実施し、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、グループ内部通報制度については、コンプライアンスに関する相談・通報の窓口並びに通報者が不利益を受けない旨を当社グループの従業員に対して継続的に周知しております。なお、グループ全体のコンプライアンスに関する取組みの状況はＣＣＯが代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会に報告しております。

### ② 情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会その他重要会議の議事録および稟議書、各種申請書類等の業務執行に関する文書を、文書管理規程その他関連する規程に従い所管部署において保存管理しております。

### ③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、危機管理規程に基づくリスク管理を行っております。また、リスク管理委員会においてリスクの洗い出し、リスクへの対処を含めた進捗管理を行っております。非常事態における緊急連絡体制の運用については、定期的に訓練を行い、その実効性を確認しております。

### ④ 業務執行の適正性および効率性に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会において経営方針・戦略を決定し、執行役員はそれらに従って適正かつ効率的に業務を執行しております。執行に携わる取締役は、毎月開催される執行役員会および定期的に開催される戦略別・地域別レビュー等を通じてその執行状況を確認し、助言・監督を行っております。また、個々の業務執行については、取締役会規則、常務会規程、子会社管理規程等に基づいて必要な決裁を受けており手続き的な適正も確保されております。なお、財務的側面においては、キャッシュマネジメントサービスを利用し、グループファイナンスの最適化のための管理を行っております。

### ⑤ 監査役の職務の執行に対する取組みの状況

監査役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果について報告を受け、追加監査を指示しその結果報告を受けるなどしております。また、会計監査人および内部監査室と意見交換を定期的に行い、必要に応じて代表取締役との意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は、取締役、執行役員および重要な当社グループの従業員との面談を適宜行い、必要に応じて報告を受けております。

### ⑥ 財務報告の適正性の確保に対する取組みの状況

財務報告の適正性については内部統制委員会が内部統制評価結果報告書を手出し、結果説明を受け、財務報告の適正性と信頼性が確保されていることを確認しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社取締役会は、大規模買付者により、財務および事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合に、当社の株式の売却に応ずるか否かは、最終的には株主の皆さまがこれを判断されるべきものと考えております。しかしながら、当該買付行為が真に当社の企業価値の向上に資するものであるかどうか、さらには、多くの株主の利益向上に繋がるものであるかを多数の株主の皆さまが判断されるためには、当該大規模買付者から当該買付行為について十分な情報が提供されるとともに、これを評価・検討するための一定の時間を確保することが大切であると認識し、「大規模買付行為への対応方針」を定めておくことが必要不可欠であると判断しております。

#### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、社名の由来でもある「Value & Quality」（価値と品質）をスローガンとして、創業以来、価値ある製品の研究・開発、信頼を生む品質の高い製品の提供に努力してまいりました。また、経営の基本方針である「THE VALQUA WAY」を制定するとともに、「価値の創造と品質の向上」を基本理念として、それを具現化する中期経営計画「New Valqua Stage One」（NV・S1）を2000年度にスタートさせ、「New Valqua Stage Seven」（NV・S7）まで、経営計画に掲げられた経営目標に向けての積極果敢な挑戦を行うとともに、変化する事業環境に機敏に対応することで、競争力強化を図ってまいりました。そして、2018年度からは新たな3か年計画「New Valqua Stage Eight」（NV・S8）を策定し、コーポレートガバナンスのさらなる充実と、グローバルな収益基盤の拡大強化に向けた、新たな挑戦を試みております。

これまでの歴史に裏打ちされた技術力やブランド力は、多くの需要家をはじめとする関係者の間で高く評価されてまいりました。これら技術力やブランド力は、当社グループの重要な強みであるとともに、相互に有機的に関連した不可分のものであり、当社グループの企業価値の源泉となっているものであります。

#### ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

当社の大規模買付ルールは、以下の項目について具体的なルールを定めております。

- (ア) 大規模買付ルールの概要
- (イ) 対象とする大規模買付行為
- (ウ) 大規模買付者に対する情報提供の要請
- (エ) 大規模買付行為の評価・検討
- (オ) 大規模買付ルールが遵守された場合の対応方針
- (カ) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置
- (キ) 対抗措置発動の中止又は撤回について
- (ク) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆さまに与える影響等
- (ケ) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響等
- (コ) 当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合に株主の皆さまに必要なとなる手続

なお、本対応方針は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了いたしますが、当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、本対応方針を継続せず、廃止することを決議しております。

**④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

当社のこれまでの諸施策並びに中期経営計画である“NV・S8”は、当社の企業価値・株主共同の利益を組織的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであります。また、大規模買付ルールは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入され、その内容において客観性・透明性が担保される工夫がなされたものであります。したがって、いずれも当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、①に記載する基本方針に沿うものであります。

以上

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(49,535)</b>
<b>流動資産</b>	<b>28,166</b>
現金及び預金	7,109
受取手形及び売掛金	12,113
電子記録債権	2,012
商品及び製品	2,690
仕掛品	617
原材料及び貯蔵品	1,326
未収入金	1,445
その他	868
貸倒引当金	△18
<b>固定資産</b>	<b>21,363</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,256</b>
建物及び構築物	4,935
機械装置及び運搬具	3,115
工具、器具及び備品	1,532
土地	4,004
リース資産	87
建設仮勘定	579
<b>無形固定資産</b>	<b>533</b>
ソフトウェア	293
リース資産	1
その他	239
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,573</b>
投資有価証券	3,893
繰延税金資産	286
退職給付に係る資産	462
その他	1,931
貸倒引当金	△0
<b>繰延資産</b>	<b>5</b>
社債発行費	5
<b>資産合計</b>	<b>49,535</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	<b>(15,157)</b>
<b>流動負債</b>	<b>13,261</b>
支払手形及び買掛金	5,798
短期借入金	1,758
1年内返済予定の長期借入金	154
1年内償還予定の社債	1,700
リース債務	53
未払金	905
未払法人税等	629
未払消費税等	147
賞与引当金	488
役員賞与引当金	83
その他	1,541
<b>固定負債</b>	<b>1,895</b>
長期借入金	131
リース債務	27
繰延税金負債	725
退職給付に係る負債	732
長期未払金	86
その他	192
<b>(純資産の部)</b>	<b>(34,378)</b>
<b>株主資本</b>	<b>31,610</b>
資本金	13,957
資本剰余金	3,938
利益剰余金	15,400
自己株式	△1,685
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,205</b>
その他有価証券評価差額金	1,490
為替換算調整勘定	19
退職給付に係る調整累計額	△304
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,562</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>49,535</b>

## 連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,243
売上原価		32,149
売上総利益		19,093
販売費及び一般管理費		13,484
営業利益		5,609
営業外収益		
受取利息及び配当金	77	
設備賃貸収益	158	
持分法による投資利益	56	
為替差益	20	
匿名組合投資利益	51	
その他	76	442
営業外費用		
支払利息	62	
手形売却損	23	
設備賃貸費用	136	
その他	37	261
経常利益		5,791
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	512	517
特別損失		
固定資産廃棄損	54	
のれん償却額	368	
石綿疾病補償金	65	
社名変更費用	85	
その他	1	574
税金等調整前当期純利益		5,733
法人税、住民税及び事業税	1,434	
法人税等調整額	117	1,551
当期純利益		4,182
非支配株主に帰属する当期純利益		95
親会社株主に帰属する当期純利益		4,087

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(39,760)</b>
<b>流動資産</b>	<b>19,859</b>
現金及び預金	5,561
受取手形	872
電子記録債権	1,926
売掛金	7,016
商品	1,470
貯蔵品	4
前払費用	233
短期貸付金	506
未収入金	2,259
その他	8
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>19,896</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,999</b>
建物	1,529
構築物	43
機械及び装置	269
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	792
土地	3,363
リース資産	1
建設仮勘定	0
<b>無形固定資産</b>	<b>283</b>
ソフトウェア	223
リース資産	1
電話加入権	14
技術資産	43
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,613</b>
投資有価証券	3,572
関係会社株式	4,573
関係会社出資金	2,196
長期貸付金	1,350
敷金・保証金	949
前払年金費用	850
その他	137
貸倒引当金	△16
<b>繰延資産</b>	<b>5</b>
社債発行費	5
<b>資産合計</b>	<b>39,760</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	<b>(13,321)</b>
<b>流動負債</b>	<b>12,361</b>
支払手形	529
買掛金	3,784
短期借入金	1,098
1年内償還予定の社債	1,700
リース債務	2
未払金	891
未払法人税等	202
未払消費税等	59
未払費用	62
預り金	3,583
賞与引当金	295
役員賞与引当金	83
その他	68
<b>固定負債</b>	<b>960</b>
長期未払金	86
繰延税金負債	667
退職給付引当金	38
長期預り保証金	33
その他	133
<b>(純資産の部)</b>	<b>(26,439)</b>
<b>株主資本</b>	<b>24,952</b>
<b>資本金</b>	<b>13,957</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>4,199</b>
資本準備金	4,197
その他資本剰余金	1
<b>利益剰余金</b>	<b>8,473</b>
その他利益剰余金	8,473
繰越利益剰余金	8,473
<b>自己株式</b>	<b>△1,678</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,487</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,487</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,760</b>

## 損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		34,085
売上原価		23,724
売上総利益		10,360
販売費及び一般管理費		9,884
営業利益		476
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,938	
その他	335	3,273
営業外費用		
支払利息	68	
その他	253	321
経常利益		3,428
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	510	511
特別損失		
固定資産廃棄損	17	
関係会社株式評価損	1,019	
石綿疾病補償金	65	
社名変更費用	82	
その他	0	1,185
税引前当期純利益		2,755
法人税、住民税及び事業税	98	
法人税等調整額	86	184
当期純利益		2,570

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社バルカー  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 晋 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルカーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルカー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社バルカー  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 跡部 尚志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 増田 晋一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルカーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同条同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計審規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社バルカー 監査役会

常勤監査役	林 遙	㊟
社外監査役	中 根 堅次郎	㊟
社外監査役	八 戸 孝 彦	㊟
社外監査役	高 橋 秀 法	㊟

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当を次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金50円 総額 878,836,850円
(注) なお、中間配当金として45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり95円となります。	
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2019年6月21日

## (1) 提案の理由

- ① 2017年6月21日開催の定時株主総会においてご承認いただいた「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって、有効期間が満了することとなっております。

当社は、本対応方針の継続の是非について、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆さまのご意見や買収防衛策をめぐる近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化を注視しつつ、慎重に検討した結果、2019年4月24日開催の取締役会において、本対応方針を継続せず、廃止することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第18条を削除し、第19条以下を繰り上げるものであります。

- ② 業務執行体制の見直しに伴い、定款第22条に定める役付取締役を「取締役社長」、「取締役会長」に限定するものであります。

## (2) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	定款変更（案）
(買収防衛策の決定) 第18条 当社は、株主総会において大規模買付行為への対応方針を決定する。 2 前項の決議は出席株主の議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第19条～第21条（条文省略）	第18条～第20条（現行どおり）
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議にもとづき取締役社長1名を定める。ほかに取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2 取締役社長は会社を代表する。ほかに、取締役会の決議にもとづき代表取締役若干名を定めることができる。	(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議にもとづき代表取締役社長1名を定める。ほかに取締役会長1名を定めることができる。 2 代表取締役社長のほかに、取締役会の決議にもとづき代表取締役若干名を定めることができる。
第23条～第36条（条文省略）	第22条～第35条（現行どおり）

## 取締役7名選任の件

現任取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	たきさわ としかず 瀧澤 利一	再任 代表取締役社長 CEO	14回/14回 (100%)
2	ほんぼう よしひろ 本坊 吉博	新任 副社長執行役員	—
3	くろかわ きよたか 黒川 清敬	再任 専務取締役 専務執行役員 CCO	13回/14回 (93%)
4	あおき むつお 青木 睦郎	新任 専務執行役員	—
5	せき ただゆき 関 忠行	再任 社外 独立 社外取締役	14回/14回 (100%)
6	みき みどり 三木 緑	再任 社外 独立 社外取締役	13回/14回 (93%)
7	せきね ちかこ 関根 近子	再任 社外 独立 社外取締役	10回/11回 (91%)

(注) 関根近子氏は、2018年6月20日に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。



候補者番号

1

たき さわ とし かず  
瀧澤 利一

(1960年10月24日生)

再任

取締役在任期間

24年

取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

所有する普通株式の数

343,668株

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	大成建設株式会社 入社	1996年 10月	当社 代表取締役副社長
1987年 4月	当社 入社	1996年 11月	当社 代表取締役社長
1991年 4月	伊藤忠商事株式会社 出向	2003年 6月	当社 代表取締役社長兼CEO (現任)
1995年 6月	当社 取締役		
1996年 6月	当社 常務取締役		

[ 取締役候補者とした理由 ]

当社の代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮しており、今後も引き続き取締役として当社の経営全般に対して適切な監督を行い、持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

ほん ぼう よし ひろ  
本坊 吉博

(1957年3月19日生)

新任

所有する普通株式の数

0株

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	三井物産株式会社 入社	2014年 6月	同社 代表取締役 専務執行役員
2010年 4月	同社 執行役員 基礎化学品本部長	2017年 4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
2012年 4月	同社 常務執行役員 事業管理部長	2018年 4月	同社 取締役
2014年 4月	同社 専務執行役員	2019年 4月	当社 副社長執行役員 (現任)

[ 取締役候補者とした理由 ]

大手総合商社の代表取締役としての豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識をもとに、取締役として当社の経営全般に対して適切な監督を行い、持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間

20年

取締役会出席回数

13回／14回 (93%)

所有する普通株式の数

67,100株

候補者番号

3 黒川 清敬

(1947年 2月17日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 株式会社住友銀行 2001年 6月 当社 専務取締役  
 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 2018年 7月 当社 専務取締役兼専務執行役員CCO(現任)

1999年 5月 当社 顧問

1999年 6月 当社 常務取締役

【取締役候補者とした理由】

当社の専務取締役として経営を牽引し、経営の重要事項に対する的確な指摘を通じて取締役会の機能強化に貢献し、今後も引き続き取締役として持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する普通株式の数

200株

候補者番号

4 青木 睦郎

(1955年8月23日生)

新任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 東亜燃料工業株式会社 2010年 9月 メタネックス・ジャパン株式会社  
 (現 JXTGエネルギー株式会社) 入社 社 代表取締役社長

1999年 5月 General Electric International 2011年 6月 株式会社パーキンエルマー  
 Inc. 自動車用樹脂外板ビジネス グ 代表取締役社長  
 ローバル統括本部長

2005年 5月 BASF Coatings アジア地域事 2015年 5月 当社 顧問  
 業統括本部長 2015年 6月 当社 常務執行役員

2019年 4月 当社 専務執行役員 (現任)

【取締役候補者とした理由】

豊富な研究開発経験と企業経営に関する高い見識を有しており、現在当社の研究開発・品質保証部門等の幅広い業務に携わっていることから、当社の持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **5** <sup>せき</sup> **関** <sup>ただ ゆき</sup> **忠行**  
(1949年12月 7日生)

再任  
社外  
独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 6月	伊藤忠商事株式会社 代表取締役常務取締役	2016年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2014年 4月	同社 代表取締役副社長執行役員 社長補佐 CFO・CAO	2017年 3月	伊藤忠商事株式会社 理事 (現任)
2016年 5月	株式会社パルコ 社外取締役 (現任)	2017年 6月	J S R 株式会社 社外取締役 (現任)
		2017年 7月	朝日生命保険相互会社 社外監査役 (現任)

[ 取締役候補者とした理由 ]

豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識をもとに、当社の経営全般についての確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任期間

3年

取締役会出席回数

14回／14回 (100%)

所有する普通株式の数

700株



候補者番号 **6** <sup>み き</sup> **三木** <sup>みどり</sup> **緑**  
(1954年 5月 7日生)

再任  
社外  
独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	BASFジャパン株式会社 入社	2015年 3月	公益社団法人三木文庫理事長
1991年 6月	三木産業株式会社 取締役		(現任)
2000年 6月	同社 代表取締役社長 (現任)	2017年 6月	当社 社外取締役 (現任)

[ 取締役候補者とした理由 ]

三木産業株式会社の代表取締役社長を務めており、長年にわたる経営のトップとしての豊富な経験から、当社の経営全般についての確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任期間

2年

取締役会出席回数

13回／14回 (93%)

所有する普通株式の数

0株



候補者番号

7

せ き ね      ち か こ  
関根      近子

(1953年12月16日生)

再任

社外

独立

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	資生堂山形販売株式会社 入社	2014年 4月	同社 執行役員常務
2006年 4月	資生堂販売株式会社 (現 資生堂ジャパン株式会社) 大阪支店 支店長	2016年 1月	同社 顧問
2008年 4月	株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長	2016年 2月	イーサポートリンク株式会社 社外取締役 (現任)
2009年10月	株式会社資生堂 国際マーケティング部 美容企画推進室 室長	2018年 2月	株式会社Bマインド 代表取締役 (現任)
2012年 4月	同社 執行役員	2018年 6月	当社 社外取締役 (現任)

[ 取締役候補者とした理由 ]

大手化粧品会社の執行役員としての豊富なビジネス経験をもとに、多角的視点から当社の経営全般についての確かな助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関忠行氏、三木緑氏および関根近子氏は、社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の[取締役候補者とした理由]に記載のとおりであります。
3. 当社は、関忠行氏、三木緑氏および関根近子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、社外取締役候補者である関忠行氏、三木緑氏および関根近子氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となっており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を再度締結する予定であります。
5. 関根近子氏は、2019年5月28日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の社外取締役に就任予定であります。
6. 上記の他に記載すべき事項はありません。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の当社第118期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することといたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

## 会場ご案内略図

会場

東京都品川区大崎二丁目1番1号

ThinkPark Tower (シンクパークタワー) 24階  
株式会社バルカー 本社大会議室

電話 (03) 5434-7370



### 交通機関

JR「大崎駅」

南改札口 新西口 直結

夢さん橋を通り徒歩2分

(JR山手線・JR埼京線・

JR湘南新宿ライン・りんかい線)

クールビズスタイルでの株主総会開催について  
株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。